

締約国会議

第6回会合第2部

2001年7月16-27日、ボンにて

議題項目4及び7

条約のコミットメント及びその他の規定の実施に関するレビュー

COP/MOP 第1回会合のための準備(決定8/CP.4)

決定5/CP.6

ブエノスアイレス行動計画の実施

締約国会議は

決定1/CP.4,1/CP.5,1/CP.6を想起し、

第6回会合第一部で補助機関から提出されたテキスト及び第6回会合第一部に関する報告とその附属書を検討し、議長の作成した統合交渉テキストをツールとして使用し、

同会合第2部で設置された交渉グループの貢献を認識し、資金メカニズムの運営機関、発展途上国の能力育成(非附属書I締約国)市場経済移行国の能力育成に対する新たなガイダンスについての決定について満足の意を持って言及し、

1. 本決定の添付書にある合意をブエノスアイレス行動計画実施の中心的要素として採択することを決定する。

本書はFCCC/CP/2001/L.6を置き換えるものである。現在のテキストは、「ブエノスアイレス行動計画実施のための中心的要素」について議長権限の下で提出された決定書草案のための提案書(2001年7月21日、10:47pmの日付)に含まれた文章と同一であり、再開された第6回締約国会議での閣僚級による第15回本会議会合で採択が承認された、京都議定書の下での遵守に関する手続きとメカニズム(2001年7月23日、10:27pm)での文章も組み入れている。

2. 本会合の第2週目は上記第1パラグラフに記載された合意を盛り込みその最大限の効果を発揮せしめるバランスの取れたさらなる決定のパッケージについての交渉と採択に専心すべきことを決定する。
3. 全締約国に対し、これらの交渉に積極的かつ建設的に参加するよう促す。
4. 交渉の促進のため、上記第1パラグラフに記載される中心的要素を盛り込んだテキストの作成を継続するよう議長に対し要請する。

添付書

ブエノスアイレス行動計画実施のための中心的要素

I. 条約にもとづく資金供与

締約国会議は:

1. 国連気候変動枠組条約の関連規定、特に第4条1, 第4条3, 第4条4, 第4条5, 第4条7, 第4条8, 第4条9, 第4条10及び11、及び決定11/CP.1及び15/CP.1を想起する。
2. 決定/CP.6及び/CP.6により、非附属書I締約国における能力育成活動の実施に対して資金供与が行われてきたことと、その趣旨でGEFに対し追加的なガイダンスが行われてきたことに留意する。

締約国会議は以下について合意する:

3.
 - (a) 条約実施のために、GEFの気候変動フォーカル・エリアと多国間及び二国間資金供与に対して割り当てられている献金よりも新規で追加的な資金供与を含む、資金供与の必要性があること。
 - (b) 非附属書I締約国が予測可能で適切なレベルの資金供与を得られるようにすべきこと。
 - (c) 第4条1, 第4条3, 第4条4, 第4条5, 第4条8, 第4条9におけるコミットメント達成のために、条約附属書II締約国とそうすべき立場にあるその他の附属書I締約国は、以下の経路により、発展途上締約国に対し資金供与を行うべきこと。
 - (i) GEFの補充増額
 - (ii) 本決定に基づき設立された特別気候変動基金
 - (iii) 二国間・多国間の経路
 - (d) 附属書II締約国間の負担分担に関する適切な方法が開発される必要があること。

- (e) 附属書 II 締約国は年次ベースで資金貢献についての報告を行うべきこと。
- (f) COP が年次ベースで上記パラグラフ(e)に記載されている報告書をレビューすべきこと。

締約国会議は

4. 多くの附属書 II 締約国が政治声明を通して進んで適切な資金供与を行うことに対する決意を表明していることに言及する。

特別気候変動基金

締約国会議は以下について合意する：

1. GEF の気候変動フォーカル・エリアに振り分けられた資金と二国間・多国間資金供与によって資金を受けているものに対し補完的となる、以下の分野についての気候変動関連の活動・プログラム・措置に対し資金供与を行うために特別気候変動基金が設立されるべきこと。

- (a) 適応
- (b) 技術移転
- (c) エネルギー・輸送・工業・農業・森林・廃棄物管理
- (d) 第4条第8パラグラフ(h)に記載されている発展途上締約国の経済多様化を支援するための活動

2. 附属書 II 締約国及びそうすべき立場にあるその他の附属書 I 締約国は基金への貢献を行うよう呼びかけられるべきであり、その基金は COP の指導のもと資金メカニズムを運営する機関によって運用されるべきであるということ。

3. 上記第2パラグラフに記載されている機関に対し、この目的のために必要な手配を行うよう呼びかけること。

最低開発国

締約国会議は以下について合意する：

1. 最低開発国基金が設立され、その基金は最低開発国の作業プログラム支援のために、COP の指導のもと、資金メカニズムを運営する機関により運用されるべきこと。この作業プログラムには、国家適応行動プログラムなどが含まれるべきこと。

2. 上記第1パラグラフに記載されている機関に対し、この目的のために必要な手配を行うよう呼びかける。

3. 上記第1パラグラフに記載されている機関に対し、アクセスの促進を含め、この基金の運用に関する方法について指導を与えること。

II. 京都議定書にもとづく資金供与

締約国会議は

1. 京都議定書の第10・11・12条第8パラグラフ及び決定11/CP.1及び15/CP.1を想起する。
2. 資金供与は非附属書I締約国が入手できるようにすべきであり、条約にもとづく貢献に対し新規で追加的なものであるということを認識する。
3. 負担分担に関する適切な方法が開発される必要があるということに合意する。

京都議定書適応基金

締約国会議は以下について合意する：

1. 議定書締約国となった発展途上締約国における具体的な適応事業及びプログラムに資金供与するために、適応基金が設立されるべきこと。
2. 同適応基金は、CDM事業活動による収益分担金とその他の資金源から資金供与されるべきこと。
3. 京都議定書を批准するつもりのある附属書I締約国は、CDM事業活動による収益分担金に対し追加的となる資金供与を行うよう呼びかけられるということ。
4. 同適応基金は、京都議定書発効前の期間に、COPから指導を受け、COP/MOPの指導のもと、条約の資金メカニズムを運営する機関によって運用・管理されるべきこと。
5. この目的のために必要な手配を行うよう、上記第4パラグラフに記載されている機関に呼びかけること。
6. 京都議定書を批准するつもりのある附属書I締約国は、年次ベースでこの基金への資金貢献について報告を行うべきこと。
7. 京都議定書が発効し次第、COP/MOPのレビューを受けるべく、年次ベースで上記第6パラグラフに記載されている報告書をレビューすること。

III. 技術開発及び技術移転

締約国会議は以下について合意する。

1. 締約国によって指名される技術移転に関する専門家グループを設立すること。

2. 技術移転に関する専門家グループは、以下の通り、20名の専門家によって構成されるべきこと。
- (a) 非附属書 I 締約国の各地域(すなわち、アフリカ、アジア太平洋、ラテンアメリカ及びカリブ諸国)から3名。
 - (b) 小島発展途上国から1名
 - (c) 附属書 I 締約国から7名
 - (d) 関連の国際機関から3名
3. 専門家は、温室効果ガス緩和及び適応技術、技術評価、情報技術、資源経済、社会開発のいずれかの分野における専門知識を有しているべきこと。
4. 技術移転に関する専門家グループは、そのメンバーの中から毎年議長と副議長を選出し、一人は附属書 I 締約国メンバーから、もう一人は非附属書 I 締約国メンバーから選出すべきこと。議長と副議長は附属書 I 締約国メンバーと非附属書 I 締約国メンバーの間で毎年交替すべきこと。

IV. 条約第4条8及び第4条9の実施 (決定3/CP.3 及び京都議定書第2条3及び第3条14)

1. 気候変動の悪影響

締約国会議は以下について合意する：

- 1. 同定された活動の実施は、(決定/CP.6 にしたがって) GEF (決定/CP.6 にしたがって) 特別気候変動基金、その他の二国間及び多国間資金源によって支援されるべきであるということ。
- 2. 第8回会合において、保険に関するワークショップの結果をもとに、気候変動の悪影響により生じる発展途上締約国の特別なニーズと懸念を満たすための保険関連活動の実施について検討すること。

2. 対応策実施の影響

締約国会議は以下について合意する：

- 1. 同定された活動の実施は、(決定/CP.6 にしたがって) GEF (決定/CP.6 にしたがって) 特別気候変動基金、その他の二国間及び多国間資金源によって支援されるべきであるということ。
- 2. 第8回会合において、保険に関するワークショップの結果をもとに、対応策実施の影響により生じる発展途上締約国の特別なニーズと懸念を満たすための保険関連活動の実施について検討すること。

V. 京都議定書第3条14関連の問題

締約国会議は以下について認識する：

1．京都議定書第3条1の実施による影響を最小化することは、先進国・発展途上国双方に影響を与える開発上の問題である。条約附属書I締約国は、これらの行動の結果を十分に考慮することと、その悪影響を防止ないし最小化することを誓う。このような締約国は、このような行動をコスト効果的な措置であると見なす。

COPはCOP/MOPに対し以下を提言することに合意する：

1．特に条約第4条8及び第4条9で特定されている発展途上締約国への社会的・環境的・経済的悪影響を最小化するようなやり方で京都議定書第3条1に記載されたコミットメントを実施するために、京都議定書第7条1にもとづくガイドラインにのっとり、年次目録報告に対する必要な補完的情報の一環として、京都議定書第3条14のもとでいかに努力をしているかに関して情報を提供するよう、COPは条約附属書I締約国に対し要請し、また、この点についてこのような目的のために組織されたワークショップで同定された方法論にもとづき、以下の第3パラグラフで特定された活動についての情報を含めるよう、これらの締約国にさらに求める。

2．上記第1パラグラフに記載された情報は遵守委員会の促進部門によって検討されるべきであることを決定する。

3．附属書II締約国及びそうすべき立場にあるその他の附属書I締約国は、京都議定書第3条14コミットメント実施において、以下の活動を優先すべきことについて合意する。

- (a) 市場の価格と外部性を反映するためのエネルギー価格改正の必要性を考慮して、市場の不備、財政上のインセンティブ、全温室効果ガス排出セクターにおける税控除及び助成金の漸進的削減ないし段階的廃止
- (b) 環境的に不健全で安全でない技術の使用に関する助成金を撤廃すること。
- (c) 化石燃料の非エネルギー使用における技術開発において協力し、この趣旨における発展途上締約国を支援すること。
- (d) 温室効果ガス排出量の少ない高度な化石燃料技術、及び/ないし温室効果ガスを吸収し貯蔵する化石燃料関係技術の開発・普及・移転において協力し、そのより広範な使用を奨励すること。この趣旨における最低開発国とその他の非附属書I締約国の参加を促進すること。
- (e) 化石燃料関連の上流及び下流活動における効率性向上のために、これらの活動における環境効率向上の必要性を考慮して、条約第4条8及び第4条9で特定された発展途上締約国の能力を強

化すること。

(f) 自国経済の多様化において化石燃料の輸出及び消費に対する依存度の高い発展途上締約国を支援すること。

VI. 京都議定書第6・12・17条に沿ったメカニズム

1. 原則・性質・範囲

締約国会議は以下について合意する：

1. 条約の前文を再確認すること。
2. 京都議定書が附属書I締約国に対していかなる種類の排出についても権利・資格・権限を生じせしめたり、与えたりはしていないことを認識すること。

締約国会議は以下について合意する：

3. メカニズムの使用において、締約国は条約の第2条及び第3条に盛り込まれた目的及び原則と、条約第4条第7パラグラフを手引とすべきこと。
4. 附属書I締約国が国家状況にしたがい、条約の究極的目標の達成に向けて努力しながら先進締約国と発展途上締約国との一人当たりの格差を狭めていくようなやり方で排出量を削減することを目指し、国内行動を実施すべきこと。
5. メカニズムの使用は国内行動に対し補完的なものであるべきことと、したがって国内行動は第3条第1パラグラフにおける数量的排出制限及び削減コミットメント達成のために各附属書I締約国によってなされる取り組みにおいて重要な要素であるべきこと。
6. 附属書I締約国は、京都議定書第8条におけるレビューのために、同議定書の第7条にしたがって、運用に関する第5パラグラフ関連の情報を提供するよう求められること。
7. そのような情報の提供においては、決定-/CP.6(第7条)¹に盛り込まれているような実証可能な進展についての報告を考慮すべきこと。
8. 遵守委員会の促進部門は、上記の運用に関する第6第7パラグラフに関して、実施上の疑義を取り扱うべきこと。
9. 第6・12・17条における認証排出削減量、排出削減単位、割当量単位を附属書I締約国の第3条1コミットメントの達成に使用し、京都議定書附属書Bに記載されている数量排出制限及び削減量コミットメ

¹ FCCC/CP/2001/2/add.4, p.10, 第3および4パラグラフを見よ。

ントを変更することなく、第3条第10・11・12パラグラフに規定されているように追加することができ、排出削減単位及び割当量単位を登録に関する規定(決定-/CP.6 割当量計算方法)にのっとり、第3条第10・11パラグラフに規定されているように差し引くことができるということを、COP/MOP に対し提言すること。

10. 京都議定書第12条第8パラグラフに記載されているとおり、気候変動の悪影響に特に脆弱な発展途上締約国が適応コストを賄うのを支援するための収益金分担は、クリーン開発メカニズム事業活動により発行される認証排出削減量の2%であるべきこと。

11. 附属書I 締約国のメカニズム参加資格は京都議定書第5条第1・2パラグラフ、第7条第1・4パラグラフにおける方法論上及び報告上の要件の遵守次第であり、その監督は関連の規定にのっとり遵守委員会の執行部門によって行われるということを、COP/MOP に対し提言すること。京都議定書を補完する遵守についての合意を承認した締約国のみが、メカニズムの使用によって発生したクレジットを移転ないし取得する資格があることとする。

2. 第6条プロジェクト事業²

締約国会議は以下について合意する:

1. 第6条事業活動がホスト締約国の持続可能な開発達成を支援しているかどうかを確認するのは、ホスト締約国の特権であることを確約すること。
2. 附属書I 締約国が第3条1コミットメント達成に原子力施設により発生した排出削減単位を使用することを差し控えるべきことを認識すること。

締約国会議は以下について合意する:

3. COP/MOP に対し、第6条事業活動により発生した排出削減単位の検証などを監督するために監督委員会を設置するよう提言すること。

3. 第12条(クリーン開発メカニズム)

締約国会議は以下について合意する:

1. クリーン開発メカニズム事業がホスト締約国の持続可能な開発達成を支援しているかどうかを確認するのは、ホスト締約国の特権であることを確約すること。
2. 附属書I 締約国が第3条1コミットメント達成に原子力施設により発生した認証排出削減量を使用することを差し控えるべきことを認識すること。
3. 附属書I 締約国によるクリーン開発メカニズム事業への公的資金供与がODA の流用となってはならず、附属書I 締約国の資金的義務とは切り離して、資金的義務の方に勘定されることがあってはならぬ

² 一般に共同実施と言われる。

いことを強調すること。

締約国会議は以下について合意する：

4．クリーン開発メカニズムの即時開始を促進し、第7回会合において理事会メンバーを COP が選出することを目して、第7回会合に先立ち理事会メンバーを推挙するよう呼びかけること。

5．理事会は、以下のとおり、京都議定書締約国から10名のメンバーで構成されるべきこと。

(a) COP 理事会における現在の慣行を考慮し、5つの国連地域グループそれぞれから1名ずつ、その他に附属書 I 締約国から2名と非附属書 I 締約国から2名、小島発展途上国から1名。

6．理事会は第8回会合において、以下の小規模 CDM 事業活動につき簡便化した方法と手順を開発し、COP に対し提言すべきこと。

(a) 最大発電容量15メガワット相当までの再生可能エネルギー・プロジェクト活動(あるいは15メガワットに相当する適切なもの)

(b) 供給及びないし需要サイドにおいて、年間最大15ギガワットアワー相当までのエネルギー消費削減となるエネルギー効率改善事業活動、あるいは

(c) 排出源による人為的排出量を削減し、また直接排出量が年間二酸化炭素換算で15キロトン未満となるその他の事業活動。

7．理事会に対し、上記第6(c)パラグラフに述べられている小規模事業活動の簡便化された方法・手順と定義をレビューし、必要であれば、COP/MOP に適切な助言を行うよう呼びかけること。

8．植林及び再植林事業は、第一次コミットメント期間の CDM において唯一の適格な土地利用、土地利用変化及び森林事業であるべきこと。このような事業の実施は、(土地利用、土地利用変化及び森林に関する)以下のセクション VII 第1パラグラフに記載されている原則と、第8回 COP 会合での決定のために SBSTA によって開発される定義と方法を手引きとすべきこと。扱われるべき方法には、非持続性、追加性、リーケージ、規模、不確実性、社会経済的及び環境的影響(生物多様性及び天然の生態系への影響を含む)が含まれるべきこと。(規模の制限に関しては、土地利用、土地利用変化及び森林に関するセクション VII を参照のこと。)

9. 将来のコミットメント期間のCDMにおける土地利用、土地利用変化及び森林事業の取扱は、第二次コミットメント期間に関する交渉の一環として決定されるべきこと。

4. 第17条

締約国会議は以下について合意する：

- 1 附属書 I 締約国各国はその国別登録簿の中に、京都議定書第 3 条第 7・8 パラグラフにのっとり計算された締約国割当量の 90% を下回らない量、あるいは直前にレビューを受けた目録値の 5 倍の 100%、このうちどちらか低い方のコミットメント期間準備量を保有すべきであるということを、COP/MOP に対し提言すること。

VII. 土地利用、土地利用変化及び森林

締約国会議は、

1. 以下の原則が土地利用、土地利用変化及び森林(LULUCF)活動の取り扱いを取り仕切ることを断言する。
 - (a) これらの活動の扱いは健全な科学をベースとすること。
 - (b) これらの活動の推計と報告のため、期間中一貫した方法論を使用すること。
 - (c) 京都議定書の第 3 条第 1 パラグラフにうたわれている目的は、LULUCF 活動の計上によって変更されてはならないこと。
 - (d) ただ存在するだけの炭素ストックは計上から除外すること。
 - (e) LULUCF 活動の実施は、生物多様性の保全と天然資源の持続可能な使用に役立つということ。
 - (f) LULUCF の計上は、将来のコミットメント期間へのコミットメントの移転を意味するものではないこと。
 - (g) LULUCF 活動による除去が逆転した(reversal)場合は、適切な時点で計上すべきこと。
 - (h) (a)前産業化時代レベル以上に二酸化炭素濃度が上昇したこと、(b)間接的な窒素堆積 (c) 参考年以前の活動及び慣行による樹齡構成の動的効果による除去は計上から除外すること。

締約国会議は以下について合意する：

2. 「森林」の定義についてと、第 3 条 3 実施のための「植林」「再植林」「森林減少」活動の定義について。これらの活動は、土地利用変化ベースに定義されるべきこと。

3. 1990 年以降の植林及び再植林に続く第 1 次コミットメント期間の収穫によるマイナスは、当該単位の土地で発生するプラスよりも大きくなってはならないこと。

4. 「森林管理」「耕作地管理」「牧草地管理」「植生再生」は、京都議定書の第 3 条第 4 パラグラフにおいて適格な土地利用、土地利用変化及び森林活動である。締約国は、第 1 次コミットメント期間におけるこれらの活動のいずれかあるいは全てを適用することを選んで良い。締約国は第 1 次コミットメント期間の開始に先だて、適格な活動の選択を決定すべきこと。

5. 第 1 次コミットメント期間中、上記第 4 パラグラフに述べられた活動のいずれかあるいは全てを選択した締約国は、そのような活動が 1990 年以降行われたともであり人為的なものであることを実証すべきこと。このような活動では、第 3 条第 3 パラグラフで定められているような植林、再植林、森林減少による排出量及び吸収量は考慮すべきではない。

6. 以下の計算規則が第 1 次コミットメント期間中に適用可能であるということ。これらは、序文の中の指針的原則を実践的に実施することを目的としている。

- (a) 農業活動(耕作地管理、放牧地管理、植生再生)についてはネット - ネット計上を適用のこと(コミットメント期間中の正味排出量ないし除去量から基準年の正味除去量の 5 倍を引く)
- (b) 森林管理につき、1990 年以降の管理森林における総炭素ストック量変化が第 3 条 3 のマイナスに等しいあるいはこの第 3 条 3 のマイナスより大きい場合は、第 3 条 3 マイナス計上のレベルまで計上すること。(各締約国ごとに年間最大 8 . 2 メガトンまで; 割引なし)
- (c) 上記サブパラグラフ(b)に記載された第 3 条 3 マイナス分の補償を適用した後の第 3 条 4 における森林管理によって生じる、そして第 6 条のもとで行われる森林管理によって生じる締約国割当量へのプラス・マイナスは、本決定の附属書 Z に記載されている数値を上回ってはならないこと³。

7. 第 12 条における LULUCF 活動の適格性は植林と再植林に限定されること。

8. 第 1 次コミットメント期間において、第 12 条における適格な LULUCF 活動によって締約国の割当量にプラス・マイナスされる総量は、当該締約国の基準年排出量の 1%かける 5 を上回ってはならない。

9. 非持続性、追加性、リーケージ、不確実性、生物多様性や天然の生態系への影響など社会経済的・環境的影響の問題を考慮し、第 2 パラグラフと SBSTA の合意する委託事項の原則を手引として、その第 9 回会合でこれらの定義と方法について決定を採択し、第 1 回 COP/MOP 会合に提出するために、

³ 附属書の数値にする上で、締約国によるデータと FAO データを組み合わせたものを用いて、森林管理に対し第 1 パラグラフ(h)で特定されている除去量計上に 85%の割引率と 3%のキャップを適用するよう COP は指導された。国家の状況(京都コミットメントと実施された森林管理措置の達成に必要な取組の程度など)に対しても、配慮がなされた。本パラグラフで確定された計上枠組みは、第二次及びその後のコミットメント期間に対する先例になるとして解釈されるべきではない。

SBSTA に対し第 1 次コミットメント期間における CDM に植林・再植林事業を含めるための定義と方法を開発するよう要請すること。

附属書 Z

	MtC/y
オーストラリア	0.00
オーストリア	0.63
ベルギー	0.03
ブルガリア	0.37
カナダ	12.00
クロアチア	
チェコ共和国	0.32
デンマーク	0.05
エストニア	0.10
フィンランド	0.16
フランス	0.88
ドイツ	1.24
ギリシア	0.09
ハンガリー	0.29
アイスランド	0.00
アイルランド	0.05
イタリア	0.18
日本	13.00
ラトビア	0.34
リヒテンシュタイン	0.01
リトアニア	0.28
ルクセンブルグ	0.01
モナコ	0.00
オランダ	0.01
ニュージーランド	0.20
ノルウェー	0.40
ポーランド	0.82
ポルトガル	0.22
ルーマニア	1.10
ロシア連邦	17.63
スロバキア	0.50
スロベニア	0.36
スペイン	0.67
スウェーデン	0.58
スイス	0.50
ウクライナ	1.11
イギリス	0.37
アメリカ合衆国 ⁴	

⁴ 空欄は、アメリカ合衆国がこの表の作成に参加しなかったことを示している。FCCC/SBSTA/2000/MISC.6 文書で米国が提出したデータと、TBFRA-2000(UN-ECE/FAO)文書の FAO によるデータをもとにした米国の概算値は、28Mt C/yr であろう。

VIII. 京都議定書における遵守に関する手順とメカニズム

締約国会議は以下について合意する：

1．遵守を促進し不遵守の可能性に対して早期警告を行うことを目的として、促進部門は以下についての遵守のための助言と援助を行う責任を有すること。

(a) 当該コミットメント期間の開始前と当該コミットメント期間中の数量排出コミットメント(第3条1)

(b) 第一次コミットメント期間開始前の方法論上及び報告上の要件(第5条1,第5条2,第7条1,第7条4)

2．執行部門によって適用される不遵守の帰結は、環境十全性を保証するための不遵守の回復を目的とすべきであり、遵守のためのインセンティブとなるべきである。このような帰結は以下の通りとされるべきこと：

(a) 第一次コミットメント期間については差し引き率 1.3

(b) その後のコミットメント期間については、今後の修正で差し引き率が決められる

(c) 遵守行動計画の作成

- レビューと査定のために執行部門に提出されること。
- 以降のコミットメント期間の数量排出コミットメントに対する遵守のための行動を規定すること。

- 国内の政策及び措置を優先すること。

(d) 第17条にもとづく移転資格の一時停止

3．執行部門は、附属書I 締約国が以下を遵守していないかどうかを判断する責任を有すること。

(a) 数量排出コミットメント(第3条1)

(b) 方法論上及び報告上の要件(第5条1,第5条2,第7条1,第7条4)

(c) 第6・12・17条にもとづく適格性要件

4．締約国が正当な手続きを否定されたと考える場合には、第3条1に関する執行部門の最終決定に対して COP/MOP への上訴手続きがあるべきこと。執行部門の決定をくつがえすには、最低4分の3の多数決が必要である。

5．

(a) 正当な手続きの原則と共通だが差異のある責任と個々の能力の原則が、遵守システムの設計に反映されるべきこと。

(b) 条約第3条に記載されている原則が、前文にうたわれるべきこと。

(c) 共通だが差異のある責任と個々の能力の原則が、促進部門の権限に反映されるべきこと。

6．執行部門と促進部門の構成はそれぞれ以下の通り：

(a) 条約理事会の現行の慣行に反映されるとおり利害グループを考慮に入れて、国連の5つの地域グループそれぞれから1名ずつと、小島発展途上国から1名。

(b) 附属書I締約国から2名。

(c) 非附属書I締約国から2名

7．遵守委員会は全員一致で決定を行うべきこと。それがかなわない場合は、最低4分の3の多数決が必要である。また、執行部門による決定には、附属書I締約国メンバーの過半数と非附属書I締約国メンバーの過半数が必要である。

8．

(a) 上に規定されている通り遵守に関する手順とメカニズムを第6回会合で採択すること。

(b) 京都議定書第18条における遵守に関する手順とメカニズムについて、COP/MOPにより第1回会合で採択されるよう提言すること。